○○地区自主防災組織防災計画

町内会名等

町内会名等

１　この計画は、○○自主防災組織規約に基づき、防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害、事案による生命、財産の被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

２　計画の内容

　　　この計画に定める事項は、次の通りとする。

　　（１）防災に関する知識の普及に関すること。

　　（２）地震、風水害等に対する災害の予防に関すること。

　　（３）地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導など救急対応に関すること。

　　（４）防災訓練の実施に関すること。

　　（５）防災資機材等の備蓄に関すること。

　　（６）他組織（警察、役場、消防署、消防団）等との連携に関すること。

　　（７）その他、必要な事項。

３　防災組織の編成及び任務分担

　　　災害発生時に応急活動を迅速且つ効果的に行うため、防災組織の編成及び任務分担を定め実施する（別紙１）

４　防災に対する知識の普及

　　（１）防災に関する一般知識として、湯沢町地域防災計画（概要版）「みんなの防災ガイドブック」を参考にする。

　　（２）水害、土砂災害の情報については、以下の５段階の情報を活用する。

　　　　・警戒レベル１　　早期注意情報

　　　　・警戒レベル２　　洪水注意報、大雨注意報

　　　　・警戒レベル３　　高齢者等避難

　　　　・警戒レベル４　　避難指示

　　　　・警戒レベル５　　緊急安全確保

　　　「警戒レベル３」と「警戒レベル４」で○○地区の住民がお互い声をかけあって、安全、確実に避難する。

町内会名等

　　（３）啓発事項について

　　　　①防災組織及び防災計画に関すること。

　　　　②地震、火災、風水害等の知識に関すること。

　　　　③地域周辺の地形や施設（避難所など）等に関すること。

　　　　④家庭の防災に関すること。

　　　　⑤その他防災に関すること。

　　（４）啓発方法について

　　　　①広報誌、パンフレット、ポスター等の配布

　　　　②防災訓練の実施

　　　　③家庭内におけるパンフレット等の掲示

　　（５）実施時期について

　　　　①○月○日

予定日を記載、「5～11月中」などの記載も可

　　　　②常会、総会時

５　地震、風水害等に対する災害の予防に関すること

　　（１）地震対策

　　　　①棚の上に荷物を置かない。

　　　　②消火器は、決められた場所に置く

　　　　③壁に落下しやすい物を置かない

　　　　④ドア付近に物を置かない

　　　　⑤窓ガラスにヒビやキズはないか

　　　　⑥湯沸し器やコンロなど火元の安全管理をきちんとする

　　　　⑦コード類は、床の上にむきだしにしない

　　　　⑧棚類は転倒防止を図る

　　　　⑨整理整頓を心がける

　　　　⑩通路に余計な物を置かない

　　（２）風水害対策

　　　　①屋外に空き箱、バケツ、ビニールなど、飛散しやすい物を置かない

　　　　②鉢植えなどは、移動又は飛散防止を図る

　　　　③近くの看板、外灯などに腐りや亀裂などの危険はないか

　　　　④窓ガラスにひび割れ、窓枠にがたつきはないか

　　　　⑤浸水の恐れが有る場所では、土のうを準備する

　　　　⑥周囲の排水溝には、ゴミや泥などが詰まっていないか

６　地震等の発生等における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導など救急対応に関すること。

　　（１）情報の収集伝達

　　　　①通報連絡係は、被害状況等を把握し、湯沢町災害対策本部及び防災機関等への伝達並びに関係機関等の連絡調整を行う。（別紙２）

　　　　②通報連絡係は、生活に関する情報の収集及び地区住民への広報を行う。

　　（２）初期消火

　　　　　大規模地震時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので出火防止と被害軽減を図るため、予防消火係は、火災警報器の普及、初期消火の徹底を図る。

　　　　①出火防止、火災警報器の普及

　　　　　１）石油ストーブ、ガス器具等の火気使用器具の点検整備と安全装置付き器具の普及

　　　　　２）ガソリン、石油類など危険物の安全管理

　　　　　３）避難時の電気ブレーカーやガスボンベ、灯油タンクの遮断又は元栓の閉栓確認

　　　　　４）建物等の落下、倒壊機関箇所の確認

　　　　　５）家庭用火災警報器の設置推進

　　　　　６）ガス警報器の設置指針

　　　　②初期消火

　　　　　　家庭における消火器、水バケツの設置

　　（３）救出救護

　　　　①高齢者等避難、避難指示

　　　　　救助救急係は、建物の倒壊、落下物等により、救出、救護を必要とする者が出たときは、防災資機材等を使って地元消防団と共に、直ちに救出活動を行う。又、救護活動も併せて実施する。

　　　　②医療機関への搬送

　　　　　救助救急係は、応急処理をした後、病院、医院への搬送を行う。

　　　　③負傷者の救出救護が自主防災組織では困難な場合、湯沢町災害対策本部や防災機関等に救助を求める。

町内会長宅や集会所名

　　（４）避難誘導

　　　　①高齢者等避難、避難指示

　　　　　１）湯沢町からの高齢者等避難、避難指示は、広報車、電話及び訪問による口頭、ラジオ（FMゆきぐに）、防災行政無線等により伝えられる。なお、防災行政無線は○○○○に配備する。（※防災行政の配備がない地区は削除する）

　　　　　　　○○地区自主防災組織の役員は、発令事項を班長（伍長）を通じ○○地区全員に周知し、避難誘導係に対して避難誘導の指示を行う。

町内会名等

町内会名等

　　　　　２）警戒レベル３、４相当の情報が発表され、危険が迫っているにもかかわらず、湯沢町から高齢者等避難などの発令がない場合で、自主防災組織で避難の必要があると判断した場合は、自主的な判断により避難する。

　　　　　　　なお、避難した場合、その旨を湯沢町に報告する。

　　　　②避難誘導

　　　　　１）避難誘導係は、本部長の指示に従い、地区住民を避難場所、避難所へ避難させる。

　　　　　２）避難誘導する場合は、人員を確かめ災害時要援護者に配慮した避難方法を行う。

７　防災訓練の実施に関すること

町内会名等、役員会や理事会に変更可

　　（１）災害の発生に備え、訓練を実施する。

　　（２）訓練に内容や日時については、本部役員が計画、実施する。

　　　　　実施に当たっては、○○地区総会で調整する。

町内会名等、役員会や理事会に変更可

８　防災資機材等の備蓄、管理に関すること

　　（１）本部役員は、自主防災組織の活動に必要な防災資機材等を計画的に準備する。

　　（２）避難所の常備品は、○○地区総会で協議し、実情に見合ったものとする。

　　（３）購入にあたり、町等の補助金を積極的に活用する。

（４）防災資機材の管理は計画的に実施し、特に動力機器を伴う資機材については、毎年点検し、常に稼働できる状況を保つ。

　　　なお、機器の点検は、地元消防団員と協力し実施する。（※予定がない場合は削除する）

９　他組織（湯沢町、警察、消防署、消防団等）との連携に関すること。

　　　通報連絡係は、関係部門との連携を図り、状況に応じた対応を図る。

10　給食給水に関すること

　（１）家庭では、食料（米、缶詰等）、飲料水（一日一人３リットルを目安）等を備蓄（３日分）し、避難するときは備蓄品を携行する。

　（２）飲料水の確保は、湧水なども考慮し非常時に備える。

　（３）防災機関の救助活動が開始された場合は、救援物資や飲料水等の受入れや配分について協力する。

11　衛生対策に関すること

　　　災害時において、家庭のトイレは使用不能となることが考えられるので、その場合の排泄物、ゴミ等の対策を検討する。

　（１）仮設トイレ用の資材の確保と消毒。

　（２）家庭での水洗トイレが使用不可能となった場合の対策を検討する。

　（３）ゴミの分別を徹底し、ゴミ処理や消毒の実施など環境衛生を図る。

　（４）関係機関による消毒作業等に協力する。

12　災害時要援護者対策に関すること

　　　災害時において、災害時要援護者の避難やその後の生活については、地区住民の協力が必要不可欠となるため、日頃より、災害時要援護者の把握に努め、その対策を検討する。

　　　また、優先的に避難所における生活ができるよう配慮する。

町内会名等

避難所名

13　避難所の運営

　（１）○○地区の避難所は、○○○○に開設、運営する。

　（２）避難所は、必ず責任者を置き、避難状況の把握に努める。

　　　　責任者は本部長とする、不在時は副本部長が代行する。

　（３）地区住民の避難については、必ずしも指定する避難所とは限らないため（車中、自宅の庭等）、避難場所、避難所に行かない者は、必ず避難所責任者へ避難先等の情報を報告するよう、日頃より周知徹底を図る。

　（４）避難所の運営は、避難誘導係が中心となり、湯沢町と連携し行う。

14　行方不明者捜索に関すること

　　　関係者からの申し出により関係機関（警察、湯沢町、消防署、消防団等）と協議し、捜索に参加協力する。

補助金申請より前の日付

附則

　本計画は令和　　年　　月　　日から実施する。

　本計画に定めがない事項は、又は本規約で判断できない問題が発生した場合は、本部役員（町内会三役など）が判断する。

別紙１

担当者の名前、役職名は現状に合わせ変更

自主防災組織と任務分担

町内会名等

　　　　　　　　　　　　　　　本 部 長：○○　○○（区長）

○○地区自主防災組織本部

　　　　　　　　　　　　　　　副本部長：○○　○○（副区長）

　　　　　　　　　　　　　　　副本部長：○○　○○（会計）

|  |  |
| --- | --- |
| ◎○○　○○ | ○○　○○ |
| ○○　○○ | ○○　○○ |

通報連絡班

|  |  |
| --- | --- |
| ◎○○　○○ | ○○　○○ |
| ○○　○○ | ○○　○○ |

避難誘導班

|  |  |
| --- | --- |
| ◎○○　○○ | ○○　○○ |
| ○○　○○ | ○○　○○ |

救助救急班

予防消火班

|  |  |
| --- | --- |
| ◎○○　○○ | ○○　○○ |

|  |  |
| --- | --- |
| ◎○○　○○ | ○○　○○ |
| ○○　○○ | ○○　○○ |

後方支援班

班の種類は必要に応じ変更してください

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　班長の氏名の前には◎を付与

|  |  |
| --- | --- |
| 班名等 | 主な任務 |
| 自主防災組織本部 | ・町災害対策本部との連携  ・関係機関との連携  ・活動計画、防災訓練計画に作成 |
| 通報連絡班 | ・関係機関への連絡  ・必要な情報の収集、伝達 |
| 避難誘導班 | ・避難場所、避難所への誘導  ・避難者の宿泊対応 |
| 救助救急班 | ・救助救急用具の整備と負傷者の救護  ・負傷者の把握 |
| 予防消火班 | ・初期消火の対応  ・資機材の点検 |
| 後方支援班 | ・避難所の炊き出し（食事）など  ・救援物資の受付、管理、配給 |

別紙２

必要な連絡先を追加してください

災害時連絡先一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機関名 | | 電話番号 |
| 消防関係 | |  |
|  | 緊急 | １１９ |
| 湯沢消防署 | ０２５－７８４－３３７７ |
| 警察関係 | |  |
|  | 緊急 | １１０ |
| 湯沢交番 | ０２５－７８４－２０２０ |
| 苗場警備派出所 | ０５５－７８９－２２００ |
| 南魚沼警察署 | ０２５－７７０－０１１０ |
| 湯沢町役場 | |  |
|  | 防災管財課 | ０２５－７８４－４８５１ |
| 建設課 | ０２５－７８４－４８５２ |
| 上下水道課 | ０２５－７８４－４８５３ |
| 町民課 | ０２５－７８４－３４５３ |
| 医療、福祉関係 | |  |
|  | 湯沢町保健医療センター | ０２５－７８０－６５４３ |
| 魚沼基幹病院 | ０２５－７７７－３２００ |
| 南魚沼市民病院 | ０２５－７８８－１２２２ |
| 角谷整形外科医院 | ０２５－７８５－５１３０ |
| 湯沢町保健センター | ０２５－７８４－３１４９ |
| 湯沢町社会福祉協議会 | ０２５－７８４－４１１１ |
| 道路、除雪関係 | |  |
|  | （国道）湯沢維持・雪害対策出張所 | ０２８－７８４－１１７７ |
| （県道）南魚沼地域振興局 | ０２５－７７２－２６６１ |
| （町道）湯沢町役場建設課 | ０２５－７８４－４８５２ |
| （高速）東日本高速道路㈱ | ０２５－７８４－３９２１ |